

第30回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

日時 : 令和7年10月14日(火) 10時00分～12時00分

場所 : ホテルプリムローズ大阪 鳳凰(西)

参加者 : 岩田 三千子 摂南大学 名誉教授
石塚 裕子 東北福祉大学 総合マネジメント学部 教授
内田 敬 大阪公立大学 大学院工学研究科 教授
上田 一裕 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
長宗 政男 公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小田 多佳子 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事長
泉本 徳秀 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
西尾 元秀 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 代表
山田 伸一 生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
濱崎 はるか 新設 C チーム企画
中屋 吉広 一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
山本 隆明 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
山本 尚子 公益社団法人 大阪府建築士会 委員

■ 議題(1)資料 1～3、参考資料

○委員

- ・ 当事者の意見を聞き、条例を改訂していただき感謝する。万博の取り組みをガイドラインに反映させることも素晴らしい。特に、フラッシュライトについては今まで大阪でもあまり例がない中で、今度の条例に反映していただいたことは素晴らしいことだと思っている。
- ・ 参考資料 1 は万博の基準と条例のガイドラインの比較になっているが、万博のユニバーサルデザインのガイドラインが最高のものということではなく、議論途中のものもあったと聞いている。これも 1 つの大きな参考としながら、いろいろな意見を取り上げていただきたい。
- ・ 万博では男女トイレの比率がスフィア基準に沿っていたみたいだが、それでも男女の待ち時間に差が出ていたと聞いている。障がい者とは直接関係ないのかもしれないが、そういうことを決めておかないと、障がい者用トイレに一般の人が流入する可能性もあるため、全体の調整が必要だと思う。ガイドラインのどこかにそういうことを記載できないか。
- ・ 資料 3 の 19 ページについて、車椅子席を可動式とし、取り外しによって観覧席がどの位置にも設置できると書いてあるが、取り外すことで初めて車椅子席として機能する場合、それを車椅子席としてカウントするのか。車椅子席ではなく、一般席として運用されてしまうのではないかという恐れがある。現在も車椅子用設備はあるが、それを適切に利用できていないこともある中で、可動式にしてしまうと、基本的には椅子席になってしまうのではないか。
- ・ ヒアリンググループについて、車椅子の方でも聴覚が弱ってくる方もいるので、車椅子席にもヒアリンググループの設置が望ましいという旨の記載をお願いしたい。
- ・ 資料 1 について、宿泊施設にバリアフリー改修や備品の補助をするということが示されているが、ホテルだけでなく、商店街の共同トイレの設置等にも利用できるようにしていただきたい。また、この助成について、差別解消の観点で茨木市でも備品の購入をされているが、なかなか件数が上がっていない。ホテルなどに積極的に活用していただかないと、予算が削られ、整備できなくなってしまう恐れがある。

○部会長

- ・ 事務局のほうで、ご意見、ご要望については置いといて、何かお答えいただくことがあればお願いします。

○事務局

- ・ トイレの男女比率について、国のガイドラインには一律の基準は見つからなかった。施設によって使い方はさまざまであるため、一律の線を引くのは課題があると感じている。資料3の 10 ページに、男女トイレ内の壁を動かすことで男女比率を柔軟に変えるという事例があった。実際に壁を動かす運用がどこまでされていたかは把握できていないが、そういう工夫の事例は 1 つヒントになるのではないかと考えて入れさせていただいた。
- ・ ホテルの改修補助については、大阪府内全体のバリアフリー化を進めていくということで実施している。大阪府内にあるホテルは 2000 を超えるが、各ホテルにチラシを直接送り、バリアフリー改修を進めていただけるよう周知を進めている。頑張っていきたいと思っている。

○委員

- ・さまざまな設備について取り組み、まちづくりが次の横浜花博にも生かされることを期待している。
- ・トイレのフラッシュライトを現地で見させていただいた。壁に反射してすごくわかりやすかった。もっとこのような設備が広がればよいと思っている。森ノ宮の福祉情報センターでは、フラッシュライトが普通の廊下と会議室にもついている。トイレに限定するのではなく、さまざまなところにフラッシュライトの設置が普及することを期待している。
- ・情報保障について、博覧会協会が兵庫県の難聴者協会にヒアリングをしたと回答があったが、本当に聞こえない人への配慮がされていない。万博では磁器ループ等の難聴者に対しての設備は整備されていたが、手話が必要な人に対しての設備は、取り入れられていなかった。
- ・会場パビリオン内のスクリーンに映された動画には、字幕がスクリーン下部に表示されていたが、人の足などで見づらかった。
- ・シャインハットについては、メインスクリーンの隣に手話通訳を映していたが、普通の固定されているスクリーンではなく、ひらひらした布なので見づらかった。設計段階から、サブスクリーンのようなものが必要だったのではないか。
- ・今後本当に手話が必要な人に対する配慮が進むことを期待している。ハード面の整備と、それを活用する方たち、支援する人たちへの指針も必要だと思う。

○委員

- ・この会議を通じ、大阪を盛り上げよう、東京のレガシーをいかに生かそうかという熱意を感じた。特にこの会場にお集まりの方には大変感謝している。
- ・ホテルのバリアフリー化に対して府が補助を行うことは今までなかった画期的なものである。できるだけ多くの施設が活用できるように、毎年 100%以上の補助金消化が可能となるような制度設計をお願いしたい。
- ・関西万博の中にアクセシビリティがテーマにあったが、「shikAI」、「ナビレンス」のようなアプリを使用することで、視覚障がい者も音による誘導で、目的地まで辿り着くことができるなど、非常にアクセシビリティに優れたものである。今後は指針や参考として示すだけでなく、もう一步踏み込んで、義務に近い形での底上げをお願いしたい。

○部会長

- ・「shikAI」「ナビレンス」については、それを設置して、あるいはユーザーのスマホを使って終わりではなく、データを更新していくというところのデータベース管理は当然お金がかかる話である。その辺の補助の制度を入れるということも合わせて、メディアとしてはすごく有用性のものだと思うので、積極的に取り入れる方向で考えることは私からもお願いしたい。

○委員

- ・万博の視察から参加した。大阪ヘルスケアパビリオンでは視察の際に申し上げた、カームダウンクールダウンルームのカメラの設置やインターホンはどこにつながっているかという意見に対して、万博開催中に改善していただけたことは非常にありがたい。
- ・センサリールームは親子室とは使用目的が異なるということを視察の際にお伝えしたが、資料3の 23 ページにガイドラインへの記載文(案)として、「感覚が過敏すぎる方たちのための部屋」という説明が

新規で追加されることについて当事者団体として喜んでいる。

- ・万博最終週に手をつなぐ育成会は、シャインハットで障がい者の文化芸術国際フェスティバルを主催し、数十名のボランティアが受付や誘導、案内などを行った。当日参加した方々が共通して言っていたのは、シャインハットの入り口や客席の状況、トイレやカームダウンクールダウンルーム、センサリールームの位置がわかりづかったということである。知的障がいはわかりにくいということで困っている。今後ガイドラインを改訂していく中で、表示をわかりやすくすること。まず入口のところに表示があるということは徹底していただきたい。
- ・カームダウンクールダウンルームについて、25 ページの修正案のところに、カームダウンクールダウンルームの内容について記載があるが、センサリールームも含まれており、両者は目的が異なるため一緒に記載するのは適切ではないと思う。
- ・センサリールームは感覚過敏の方が、ステージを楽しむための部屋であり、カームダウンクールダウンルームは情報を遮断して落ち着くための部屋である。目的が異なるため、一括りにして記載するのは適切ではない。
- ・カームダウンクールダウンルームやセンサリールームの使用目的を明確に示す掲示文の例を示すのが望ましい。センサリールームやカームダウンクールダウンルームは、だれも使用していないときに他の用途で使うことは賛成であるが、休憩場所ではない。感覚過敏や精神的負荷により体調が悪くなってしまう方など、必要な人が来た際には譲ってもらえるように入口にその旨を明記した掲示が必要である。万博会場にはいくつかカームダウンクールダウンルームがあった。広めのカームダウンクールダウンルームは一般の方の休憩用として利用されていた。見た目にわからない私たちの障がいは言いづらい。
- ・万博の障がい者用駐車場はすぐに満車になり予約ができなかった。必要とする人が多くいるからこそ、いざというときには本当に必要な人が優先して使えるような掲示は何においても必要ではないか。
- ・息子は強度行動障がいカームダウンクールダウンルームが必要な障がいである。お子さんの泣き声が大嫌いで、レストランでお子さんが泣き出すとパニックを起こす。以前、レストランで個室が空いているなら使わせてほしいとお願いしたことがあるが、予約が入っているので無理だと言われた。その後、他のグループの方が会話目的でその部屋を使用しているのを見て泣きたくなる思いをした。こうした部屋は本当に必要な人が優先して使えるように配慮してほしい。

○部会長

- ・以前から必要性がわかっていながら、ようやく設備として実現してきたものについて、必ずしも世間の皆さんの理解が進んでいるわけではない。そういったことについてはその場できちんとわかるように表示していくことは当面重要なことだと思う。決して忘れないようにしたいと思う。

○委員

- ・技術の進歩により、スマホアプリなど便利な支援が増えているが、そういう機械に疎い人は視覚障がい者の中にもたくさんおられる。技術が進むほど、使いこなしてうまく動ける人と、使いこなせないでうまく社会の中に入っていけない人とだんだん格差ができていると思っている。今は過渡期で難しい時期である。技術革新が進むことには反対しないが、それをどう広げ、どう認識してもらうのが難しい。私も機械に精通していないため難しいと思っている。

- ・技術が進んでも、点字ブロックを頼りに歩いている者としては、一人で単独で万博の中を歩くことはできないと思った。機械が進んだとしてもなかなか難しいと思う。
- ・エレベーターの表示について、ボタンの点字の表示位置の議論もあるが、そもそも点字が読めない人もいる。ボタンに浮き文字で数字を書いている場合もあるが、その浮き文字が理解できるかどうか
- ・音声案内も必要だと思う。すべての人が使いやすいようにするというのは難しいことだと思いながら万博の会場を見せていただいた。トイレの設置場所についても点字表示がなかった。QRコードによる案内があるというが、それが理解できない。これから技術が進んでいくのはわかるが、点字が読めない人や機械に疎い人たちに対してどう支援していくのかも考えていかなければいけないのではないかな。

○部会長

- ・新しい技術に期待するところはたくさんあって、積極的に導入するべきだと思うが、それですべての今まで使っていたものが置き換えられるものでもない。引き続き、こぼれるというか、支援すべき方を支援できていないところは残っていくというのは忘れずにいたいと思う。
- ・一方、新しい技術を着実に使いやすいものにしていくという努力も必要である。

○委員

- ・新しいガイドラインの中で、オールジェンダートイレの設置や男性トイレの小便器の目隠しなど、事前にお伝えした意見が反映されていることはとても嬉しい。もっと住みやすい、居心地のいい大阪になるのではないかと期待している。
- ・男女共用トイレの「すべての人が利用できる位置に」という表現について、さらに踏み込んで言うのであれば、「性別にかかわらずすべての人が」と明記するほうがよいと思った。性の多様性に関して知識がない方がガイドラインを見た際に「すべての人」という表現だと、多様なジェンダーの存在が透明化されてしまうのではないかと懸念に感じている。
- ・資料3の33ページにある更衣室・シャワールームの記載について、大阪府のガイドラインの中では次のように新たに追加されると聞いている。「不特定多数が利用しない部分における配慮の例として、誰でも利用することができるシャワー室の事例を掲載する」とあるが、実際には更衣室やシャワー室について、不特定多数が利用する部分はかなりある。例えば公共のスポーツセンターやプール、スケートリンクなどいろいろな施設があるが、性別にかかわらずすべての人が利用できるようにしてほしい。
- ・大阪府内の施設では既に家族更衣室や多目的更衣室が設置されているが、一部の施設では、多目的更衣室が男女別更衣室の中に設置されていることで使えなかったり、多目的更衣室そのものが個人利用として想定されておらず、介助者を同伴する障がい者の利用が優先され、見た目に使っていいものとは到底思えない造りになっている。実際にジェンダーに分かれていない更衣室を当事者が使っているかという、あまり使っていないという現状がある。スポーツや運動に関する忌避感から社会参画を諦めているLGBTQの当事者の人もいる。現在の新規追加の内容だと事例の掲載にとどまっているが、例えばガイドラインの中には、「浴室等」の項目あるので、よりよい方法での検討を期待している。

○部会長

- ・オールジェンダーという表記に関して、男女共用トイレという言葉だけでは不十分ではないかという問題意識を持っている。

- ・カームダウン・クールダウンに関して、小田委員からご指摘いただいたように、そういった設備を特に必要とされている方の存在が世の中できちんと理解されるまでは誰でも使える設備だと誤解されないように、特別な名称や説明文を添える必要がある。そうしないと、本当に必要な方が使えなくなるといった問題になる。こういった表記が適切かについても考えていきたい。

■ 議題(1)資料 4

○委員

- ・大阪・関西万博のユニバーサルデザインガイドラインに委員として参画した。5 ページに取り組みのプロセスが記載されているが、その中で特に特徴的な取り組みだと認識しているのは、車椅子の方や聴覚、視覚の方に加えて、見えにくい障がいと言われている知的発達、精神の障がいの方々及び LGBTQ プラスの方など、これまで参加が十分でなかった方の参画が丁寧に行われたことである。
- ・参考資料 1 の万博ガイドラインでは、知的、精神、発達障がいの方々のためにカームダウンクールダウンルームの設置が明記されたというのは画期的である。それに加えて、車椅子利用者もこれらの部屋を利用する場合があることを想定されて基準を検討するなど、多角的な複数の障がいの視点でいろいろな基準を検討したということは大事なポイントであったと思う。
- ・あくまでもガイドラインの規制基準というのは、最低限守らなければいけない基準である。さらに、より使いやすくするための推奨基準もガイドラインの中には設けられている。今回のガイドラインの改訂にあたっては、推奨基準を先に明示した上で、規制基準を表示するという工夫をされる予定である。そういった工夫をできれば条例にも反映していただけるとよいのではないか。
- ・資料 9 ページの大阪ヘルスケアパビリオンについて、私はアドバイザー的な立場で当事者参画のさまざまなワークショップの企画運営に携わった。ガイドラインの基準があっても、実際の具体的な空間整備ではさまざまな課題が生じるため、当事者の皆さんと丁寧に 1 つ 1 つ一緒に課題解決していくプロセスを大事にしたということがポイントになっている。
- ・大阪ヘルスケアパビリオンの体験では、まず 1 階から体測定ポットに入り、2 階に移動するときに大きなエレベーターのようなリフトに乗る。実は未来の乗り物というコンセプトのもとに、当初は 1 人 1 人が乗車する乗り物を計画されていた。しかし、1 人 1 人乗る乗り物をすべての人が利用できる設計にすることが難しく、動線の分離が検討されていた。しかし、同一動線、同一体験を目指したいという当事者の強い意向を踏まえて大幅に考え方を変更し、大型リフトで同一動線でみんなで同じ体験ができるということを取り入れたというのはすごく象徴的な改善であった。
- ・大阪ヘルスケアパビリオンでは、当事者参画についてさまざまな工夫をされたが、その中で特に大事なポイントは 4 点ある。1 つは介助者や支援者の参加ではなく、当事者自身の参加。2 つ目に、主体的な参加。3 つ目に、対等性を確保した参加。これは当事者だけでなく、設計者、設備を導入する各企業の方も一緒に対等に協議する場を設けた。4 点目は情報保障である。特に視覚障がい、聴覚障がい、知的障がいの方々への情報保障をちゃんとして参画をカバーするということである。
- ・大阪府の条例改正に伴い、当事者参画を進めていただけたということであるが、当事者参画を進めるに当たって、例えば情報保障への補助をする仕組みを作るなどの工夫をしないと、当事者参画はよいとわかっていても、実際に導入するのが難しいという現実が生じてしまう。そうした課題についても皆さんと今後一緒に議論していけるとよいのではないか。

○部会長

- ・資料 16 ページ、関西国際空港の特徴について主に 3 点ある。
- ・1 つ目の特徴としては、2021 年 2 月から取り組みがスタートし、2025 年 3 月までの 4 年間にわたっている。なぜ 4 年にわたっているかという点、フェーズ 1、2、3 とあるが、使い続けながら、場所を分けて順に改修していくという流れである。この良い点としては、「今回は間に合わなかったが、次のときには改めよう」という形の建設的な議論ができた。ほかの事例では難しいように見えるが、例えば大手の開発業者であれば、今回のこのビルでは間に合わなかったが、次の同様のビルをやる時に参考になるのではないかなと思う。
- ・通常、4 年間にわたるとメンバーの入れ替わりが起こりがちであるが、関西空港の場合はいろんな工夫や事情によりメンバーが固定であったので、前回の反省を活かして改善を重ねる「スパイラルアップ」ができたのが特徴である。
- ・2 つ目は、その成果の実例として、資料 18 ページ。取り組み開始から約 3 年後の話であるため、障がい当事者の方も設備の設計に携わる方もお互いに相手がどのような趣旨で発言をされているか、置かれている立場で、限界とか、もっと高いレベルを求めたりするが、言っている言葉が変な誤解を生じることなく、理解できるようになった。
- ・エレベーターに閉じ込められた際、聴覚障がい者は外とインターホンでつながっても、つながったかどうかということすらわからないので、モニターをつけてほしいという意見があった。しかし、すべてのエレベーターにモニターをつけると億単位の費用がかかるため、文字でやり取りできるような仕組みとして、QR コードを導入したという事例である。これはお互いの信頼関係があって、ニーズと現実的な費用を踏まえ、お互いの意見を持ち寄った結果としてできた事例である。
- ・3 つ目は、資料 17 ページの概略の一般トイレのところで、「トイレ入り口のピクトグラムの変更」とある。これは、従来の男女を明示する青と赤の大きなピクトグラムは、いかにも世の中には男と女しかいないということを強調するような印象を与え、それが精神的苦痛に感じる人もいるという重要な指摘を受けた結果として、どうするかをいろいろ模索して考えた。これについては、正解には至っていない。ここでの経験を踏まえて、今回のこの場でも一歩でもいい方向へ考えていけるとよいと思う。

○事務局

- ・今ご説明いただいた具体的な事例について、大阪府のガイドラインの中でわかりやすく盛り込みたい。今後整備される施設やプロジェクトにおいてご活用いただけるように工夫して、引き続き検討を進めていきたい。

■ 議題(1)資料 5～6

○委員

- ・例えば大阪駅から阪急梅田駅に乗り換えるときや、地下駅から地上に移動するときなど、連絡ビルを車椅子に対する主経路にして利用する場合がある。しかし、連絡ビルはあくまでビルであるため、経路としてエレベーターまでの案内ルートや点字ブロックの整備が不十分な場合がある。建物という側面はあるが、経路として利用することが多い部分についてはその整備をできるようにガイドラインで工夫

ができないか。

- ・資料 5 の 9 ページ、テナントの入れ替えのポイント③について、車椅子使用者がそのまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とすると記載がある。万博でもそうだが、椅子やカウンターが高すぎて利用できないところがあった。車椅子のまま食事ができるようにと書かれているのでわかると思うが、きちんと整備されるようにカウンター席ばかりにならないようにということは記載していただきたい。
- ・自動化が急速に進み、配膳ロボットや自動券売機が増えている。今後、人手が減り、自動化が進むという流れとして止められないと思うが、それに対してしっかりと対応していくことを改めて記載していただきたい。

○部会長

- ・今回説明していただいた資料は事業者や設計者にもわかりやすくということである。

○委員

- ・資料 5 の小規模店舗、既存施設の改修について、当会員にはバリアフリーに前向きに取り組んでいたが、具体的にどうすればいいかということは、得意な方と不得意な方もいる。資料の中で具体的な事例を示していただけると助かる。

○委員

- ・映画館や大劇場は大手資本によって、当時の建築基準に合った建物となっている。映画館などを新設する場合、テナントとして入ることが多いため、基準に適合されたシアターになると思うが、ショッピングモール全体のトイレの設備等をどうするかということについてはまた別の話である。
- ・9月30日に妻と娘と万博に訪れた。入場者は23万人以上であった。11時の入場予約のため8時半頃に到着した。地下鉄の駅からゲートに行くまでにトイレがあり、男性はスッと入れたが、妻と娘は15分から20分並んだ。トイレの待ち時間について男女差があった。
- ・ある劇場では、女性用トイレを多めに取っているところがある。昼、夜の部だと女性のお客のほうが多い統計が出ている。そういう工夫をしているところもある。

○委員

- ・先ほどから貴重なご意見を賜り勉強になった。
- ・新築や増築、改修については我々設計者がまずご相談いただく立場にある。企画立案、設計から工事監理までの主にハード面を担当するが、ソフト面については当事者の方々のご意見も重要である。
- ・大阪・関西万博や関西空港など大型プロジェクトの場合は、当事者、設計者、施設管理者など、いろいろなご意見のもとで企画設計から完成まで担当されると思うが、小規模物件については我々設計者サイドが主導権を握ってソフト面も合わせて考えていく必要があるので非常に重要であると思っている。
- ・資料 6 について、大阪府のほうでいろいろとわかりやすく構成を見直していただいているが、この資料を使いながら、いかに反映できるかが我々設計の立場からすると必須ではないかと思っている。
- ・どこに何があるのかわからないような施設が一番不自由というご意見があった。施設ばかり追い求めるのではなく、わかりやすい表示やピクトサインなども合わせて、今後の課題ではないかと思っている。

○委員

- ・資料 6 について、わかりやすい構成ということで、具体的には一目で必要なことが探せるような形で構成を変えていただけたとお聞きした。限られた予算や広さの中でいろいろなことを考えていかなければいけないので、どうしても最低限守るところに行きがちなのは事実である。しかし、推奨基準も一目で見ることができると、そういう知識が入ってきて、検討の幅が変わるのかもしれない。そのようにしていただくのはいいことだと思う。
- ・現行ガイドラインに対する主な意見に「義務基準を確認するために使用する場面が多く、望ましい基準に気づきにくい」とあった。推奨基準も一緒に書いていただくとよい。
- ・「基準と解説図をセットで確認したい。なぜこの基準が必要かを理解しておきたい」については、万博のバリアフリーの中でエレベーターが両袖なし、少なくとも片袖なしが理想的という話があった。ほとんどの人は、エレベーターの袖とは何かかわからないと思う。そのため、図面などのわかりやすいものがあるとよい。また、なぜ片袖だと車椅子使用者に不都合があるのかという理由も具体的に書いていただくと、理解と納得につながっていくと思う。
- ・小規模店舗の改修事例について話があったが、当事者の方が実際に「これはいい」と思った事例を紹介するのが一番大事であると思う。建築士会の中でも必要であれば募集して紹介させていただくことは可能である。相談させていただきたい。

○部会長

- ・ぜひ事例の収集にご協力いただきたい。

○委員

- ・今回の改訂の中でソフト面の対応という項目が入っている。それはとても大事だと思う。
- ・基本的には、相手に対する想像力、ホスピタリティが大事になると思う。例えば、話が通じない人がいたときに、相手がもしかすると聞こえないのではないかと想像するとか、筆談対応するとか、そうした発想につながる社会を作っていくことが大切である。
- ・今回の万博では、音声情報に頼りすぎていたことが一番の問題だと思っている。地下鉄が止まった際も音声案内だけであった。要望を出しても音声情報しかなかった。例えば「文字情報が必要な人は申し出てください」と音声で放送が流れても、聞こえない人にはわからない。そのあたりの対応で配慮があまりあっていなかった。
- ・アクセシビリティセンターには遠隔通訳用のタブレットや筆談具が設置されていたが、設置されているだけで使用されているのを見たことがない。スタッフが個人のスマホで対応している状況があり、とても残念に思う。
- ・東大阪市の大阪府立図書館には障がい者支援室があり、1 階のカウンターには手話マークと筆談マークが大きく表示されている。筆談マークのカードを渡すと筆談ボードが貸し出され、手話マークのカードを渡すと手話通訳の方が来てくれる。また各フロアには磁気ループがあり、申し出ると職員がマイクで話してくれる。利用者の特徴に合わせて使い分けができるような配慮が大事になると思う。

○委員

- ・序章の 11 ページに障害者差別解消法の説明がされている。このガイドラインは令和 5 年 5 月に改訂されているが、障害者差別解消法は令和 6 年に改正されているので、記載の内容を最新の内容に更新してほしい。
- ・障害者差別解消法において、合理的配慮という言葉が広がったが、合理的配慮の実現のためには、基礎的環境整備が非常に重要になるということが、令和 7 年 4 月の新しいガイドラインに明記されている。基礎的環境整備についても押さえていただきたい。
- ・序章 13 ページに、対象者や主な特性の説明があるが、知的障がい、発達障がいに関する記載内容について違和感がある。特に発達障がいはかなり違和感があり、かなり時代遅れの書きぶりになっている。もし必要があればお手伝いさせていただく。
- ・本編 152 ページの「知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)支援設備」について、これまでのガイドラインでは知的精神・発達障がい別立てでくっつけたのかと思うが、現在では発達障がい者はたくさんいる。手帳を持っていないだけで、教育現場では 8.8%、知的障がいも合わせるとおよそ 10 人に 1 人が該当する。大阪府の障がい者人口も増加していると思うので調べてください。また最近では障がい啓発の場でも知的精神・発達障がいの説明を求められることが多い。そのため、別立てにするのは非常に違和感がある。知的精神・発達障がいは案内設備等に対してお困りになる方が多いので、例えば 117 ページの案内設備の項目に追加するのはどうか。ここもお手伝いさせてもらいたい。

○部会長

- ・章立てや分冊の話だけではなく、記述内容自体も時代に即した適切なものに修正する必要がある。

○委員

- ・私は研究者として狭い視点しか持っていなかったが、震災後に伊丹駅や神戸港などの復旧に関わる中で、モックアップや当事者参画ということでいろいろ関わらせていただいたのが、私が福祉のまちづくりに関わる一番最初だったと思う。
- ・今回の万博に関しても重要な取り上げ方をされているので、すごくいい方向に動いたなと思っている。
- ・今日の議論の中で、重要なことや新しいこと、改正しないといけないことが具体的になってきているので、ぜひそれを大阪府として進めていただけるとよいと思っている。
- ・今回ホテルや小規模店舗の話があったが、例えば住宅も社会資本という考え方からすると、住宅の中にも福祉的・バリアフリーの視点をもう少し取り入れるべきだと感じている。少し対応が遅れてしまっている部分があるので、今後どこかで取り上げていただけるといいなと考えている。

○委員

- ・先ほど万博での取り組み紹介の際に 1 つお伝えするのを忘れていたことがある。大阪府では、バリアフリー情報をポータルサイトを作り、発信することを推進していただけるということで、それ自体は素晴らしいと思っているが、当事者参画のプロセスそのものもきちんと発信していくことが、万博や関空の取り組みで大事だということを改めて感じた。
- ・大阪ヘルスケアパビリオンでのみんなトイレのコンセプトボートは、代表的な取り組み事例かと思う。現在、万博を利用した当事者にヒアリング調査行っており、みんなで作ったものであるということが事前の安心感につながっているというご意見があった。今後は結果だけでなく、プロセスも含めて情報発

信していくことが、次に新たに取り組む人にとっても参考になり、利用者にとっても心強い情報だと思う。ぜひそういうことも考えていただきたい。

以 上